

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)のご案内



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは？

この事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、介護予防事業です。これまでの介護事業所によるサービス提供に加えて、地域住民の皆さん同士の活動などを取り入れ、介護保険の認定を受けていなくても、一人一人の生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。

宇土市

総合事業とは？

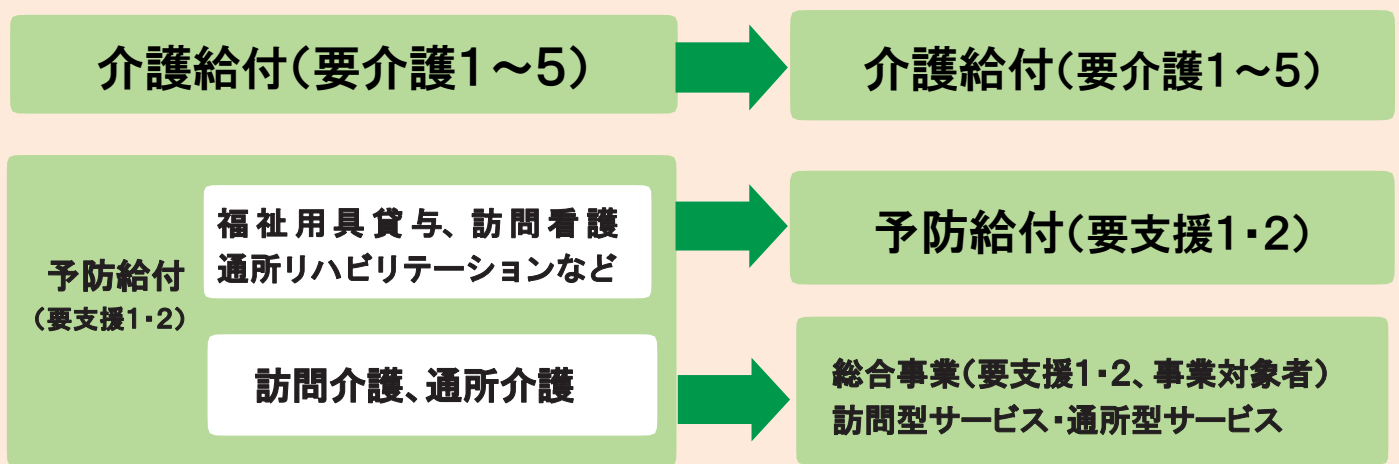
多様な主体による多様なサービスを展開していきます

介護事業所だけでなく、元気高齢者や幅広い世代の市民、NPO、ボランティア、事業者等が、様々な人、団体の活動を支援し、高齢者に対するサービスを充実します。

社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進します

「からだや心の機能」だけでなく、「社会とのつながり」「地域活動」「生活」の視点を介護予防に取り入れます。高齢者が地域や社会の中での役割を持ちながら、はつらつとした生活を継続することを目指します。

介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行しました



平成28年から要支援の人に対するサービスのうち、介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、介護予防通所介護(デイサービス)を総合事業に移行し、市の事業として実施しています。また、宇土市の独自の基準による訪問型サービス、通所型サービスも実施しています。

- ・利用される方が、どのようなサービスを利用したらいいか、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーから提案します。
- ・介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の要支援者に対するサービス(介護予防福祉用具貸与など)は必要性に応じて利用することができます。



サービス利用の手続きの一部が簡素化されます

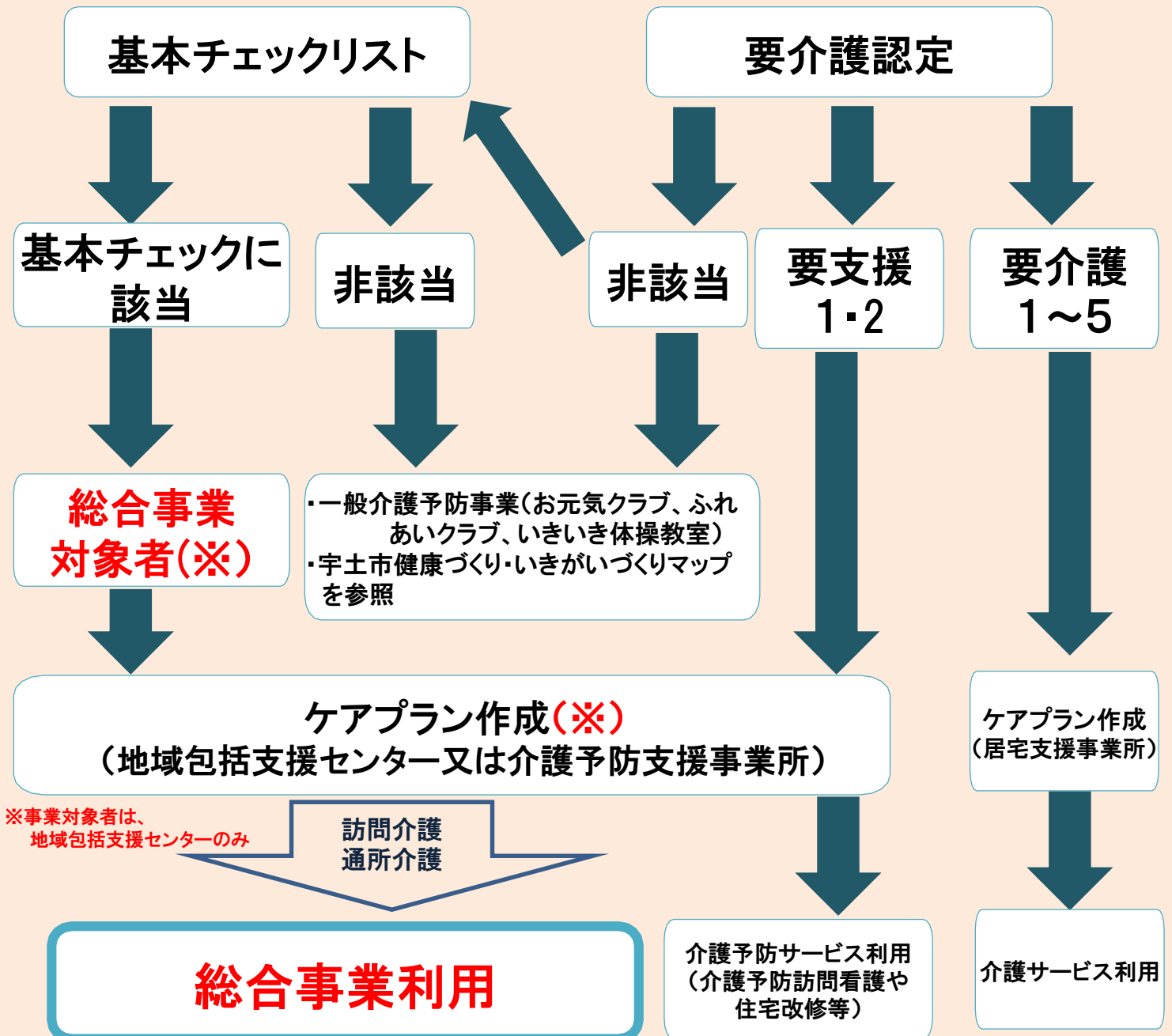
基本チェックリスト(生活状況等についての25項目の質問)に回答し、該当された場合、介護保険要介護・要支援認定を受けずに総合事業のサービスを必要に応じて受けることができます。現在、介護保険サービスを利用されている方も同様で、基本チェックリストに該当すれば、更新申請の必要はありません。

総合事業対象者

- ・要支援1・2の方で、ホームヘルプサービス・デイサービスを利用される方
または
- ・基本チェックリストに該当され、生活機能の低下が生じている方

利用の流れ

※ 40歳から64歳までの方が総合事業を利用する際は、
要支援認定が必要です



※事業対象者は、
地域包括支援センターのみ

総合事業に関する相談窓口
宇土市地域包括支援センター（宇土市南段原町164-5）
TEL 0964-24-1555

総合事業のサービスの種類・内容



訪問型サービス

※負担割合が2割の方の利用料は下記金額の2倍、
負担割合が3割の方の利用料は下記金額の3倍となります。

	現行型サービス (これまでと同じサービス)	訪問型サービスA (市の独自の基準による訪問型サービス)
提供する人	訪問介護事業所のヘルパー	○訪問介護事業所のヘルパー ○無償ボランティア（宇土市の講習修了者）
内容	○身体介護 ○生活支援	生活支援（掃除、洗濯、買い物等）
提供時間など	内容により異なる	○1回につき45分～65分 ○週に2回
自己負担のめやす ※1割負担の場合	月毎の定額の利用料（ひと月あたり） ○週1回程度：1, 176円 ○週2回程度：2, 349円 ○週2回程度を超える：3, 727円 ※この他に各種加算があります	利用回数に応じた利用料（1回あたり） ○241円 ※この他に初回加算があります。



通所型サービス

※負担割合が2割の方の利用料は下記金額の2倍、
負担割合が3割の方の利用料は下記金額の3倍となります。

	現行型サービス (これまでと同じサービス)	通所型サービスA (市の基準による通所型サービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
提供する人	通所介護事業所	○通所介護事業所 ○無償ボランティア（宇土市の講習修了者）	○リハビリ専門職のいる介護事業所 ○無償ボランティア（宇土市の講習修了者）
内容	運動機能向上プログラム等により身体機能の維持・改善を図る ※施設により内容は異なる		○4～6カ月間 ○筋力向上訓練や口腔体操を実施し、自宅での生活維持向上を図る ○専門職訪問サービス：リハビリ専門職にて、自宅での生活動作確認、助言のための訪問
提供時間など	内容により異なる	○1回につき3～4時間 ○週1回程度	○1回につき3～4時間 ○原則週1回 ※専門職訪問サービスは、事業参加中2回 ○1年間に1回
自己負担のめやす ※1割負担の場合	月毎の定額の利用料 (ひと月あたり) ○週1回程度：1, 798円 (事業対象者・要支援1) ○週2回程度：3, 621円 (事業対象者・要支援2) ※この他に各種加算があります	利用回数に応じた利用料 (1回あたり) 346円 ※利用日、時間は事業所ごとに異なります ※別途、食事代が必要となります	利用回数に応じた利用料 (1回あたり) ○435円 ○専門職訪問サービス：253円 ※利用日、時間は事業所ごとに異なります ※別途、食事代が必要となります

総合事業サービス事業所一覧

令和6年4月現在



訪問型サービス

【訪問型サービス(現行相当)事業所】(50音順)

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	宇土市社会福祉事業団訪問介護事業所	宇土市南段原町161番地1	0964-22-2111
2	指定訪問介護サービス事業所 とどろき	宇土市浦田町150	0964-22-3515
3	指定訪問介護事業所けいが	宇土市野鶴町352	0964-22-7755
4	ホームヘルプサービス ふれしあ	宇土市松山町5008番地2	0964-24-5151
5	みなみ園 訪問介護事業所	宇土市花園台町花園台757番地80	0964-23-4373
6	訪問介護事業所 彩華	宇土市新町1丁目58ディスクレ吉住	0964-27-9891
7	訪問介護 輝	宇土市松山町1405番地 松山グリーンハイツ102号	0964-27-9892
8	宇土・千の郷	宇土市栗崎町801番地2	0964-42-8000

【訪問型サービスA事業所】(50音順)

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	指定訪問介護事業所けいが	宇土市野鶴町352	0964-22-7755
2	指定訪問介護サービス事業所 とどろき	宇土市浦田町150	0964-22-3515
3	ホームヘルプサービス ふれしあ	宇土市松山町5008番地2	0964-24-5151
4	訪問介護事業所 彩華	宇土市新町1丁目58ディスクレ吉住	0964-27-9891
5	訪問介護 輝	宇土市松山町1405番地 松山グリーンハイツ102号	0964-27-9892

総合事業サービス事業所一覧

令和6年4月現在



通所型サービス

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	小田会ケアセンターみどりかわ通所介護事業所	宇土市野鶴町352	0964-22-7755
2	喜楽苑扶桑デイサービスセンター	宇土市馬之瀬町727番地4	0964-22-5411
3	照古苑デイサービスセンター	宇土市南段原町161番地2	0964-22-4100
4	照古苑ひまわりホームデイサービス	宇土市松山町字野田1988	0964-22-3900
5	指定通所介護サービス事業所 温心館	宇土市栗崎町736番地1	0964-24-6100
6	城之浦デイサービス 宇土駅前通り	宇土市城之浦町115	0964-31-7234
7	デイサービス うと本町	宇土市新小路町2	0964-24-5888
8	デイサービス げんきハウス	宇土市花園台町花園台757番地80	0964-23-4373
9	デイサービスセンター 西城園	宇土市下網田町1905	0964-27-0555
10	デイサービスセンター ふれしあ	宇土市松山町5008番地2	0964-24-5151
11	デイサービス たんぽぽの家	宇土市古保里町993番地1	0964-24-1155
12	まちなかりハビリ	宇土市北段原町69番地3	0964-27-5151
13	デイサービスセンター 松山・千の郷	宇土市松山町4643番地1	0964-53-9961

【通所型サービスA事業所】(50音順)

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	ウェルネス照古苑 いきいき道場	宇土市南段原町161番地2	0964-22-4100
2	小田会ケアセンターみどりかわ通所介護事業所	宇土市野鶴町352	0964-22-7755
3	指定通所介護サービス事業所温心館	宇土市栗崎町736番地1	0964-24-6100
4	介護老人保健施設 景雅苑	宇土市上綱田町3676	0964-27-1708
5	デイサービス うと本町	宇土市新小路町2	0964-24-5888
6	デイサービスセンター 西城園	宇土市下網田町1905	0964-27-0555
7	デイサービスセンター ふれしあ	宇土市松山町5008番地2	0964-24-5151
8	デイサービス たんぽぽの家	宇土市古保里町993番地1	0964-24-1155
9	まちなかりハビリ	宇土市北段原町69番地3	0964-27-5151

【通所型サービスC事業所】(50音順)

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 あさひコート	宇土市旭町106	0964-23-5211
2	介護老人保健施設 景雅苑	宇土市上綱田町3676	0964-27-1708